

もう一度運転したい！をサポート



# 自動車運転 評価外来

*Support for resumption of driving*



戸田中央リハビリテーション病院

## はじめに

運転は日常生活や復職、趣味等を継続するために生活の一部となっています。

一方で痛ましい事故もあり、本人だけでなく周囲の人々も不幸にしています。

脳卒中後の後遺症により身体機能や高次脳機能に障害があり、運転を希望される方へ、机上検査やドライブシミュレーターを用いての評価を行い総合的な判断のもと、運転に関する助言・相談を行います。

\*運転の可否を判断するものではありません  
本評価はあくまでも評価であり、運転再開に向けた訓練や指導を行うものではありません

## 注意事項

- 自動車運転評価中は、いかなる場合も自家用車の運転は控えてください。
- 自動車運転評価中、指導内容にご協力いただけない際には評価を中止させていただく場合があります。
- 当院の自動車運転評価は、あくまでも医療的な側面により評価を行うため、**必ずしも自動車運転の再開ができるとは限りません。**
- 患者さんの個人情報や評価結果は厳密に管理し、プライバシー保護に十分配慮します。

## 当院の主な評価対象者 \*自動車運転免許を保有している \*運転に支障をきたす薬を服用していない方

- 01 当院に入院されていた脳血管疾患の患者さん
- 02 過去2年間でんかん発作を起こしていない
- 03 認知症の診断を受けていない



## 当院での評価の流れ \*評価は数日に分けて実施いたします

START

### 運転再開を希望する

- 1 医師による **初回診察**  
評価開始には基準があります \*家族の同行必須
- 2 本人とご家族の **同意**  
同意書、法規等の説明 \*運転免許制度等

### 当院での運転評価開始

- 3 本人・ご家族から運転に関する **情報の聴取**
- 4 **神経心理学的検査** (約1時間/回 2~3回分実施)
- 5 **ドライブシミュレーター** (約1時間/回 2日間に分けて実施)
- 6 **実車評価** (期間: 予約状況による)
- 7 運転再開支援チームによる **検討会の実施**
- 8 医師による **結果報告** \*家族の同行必須  
\*必ずしも自動車運転の再開ができるとは限りません

## 免許センターでの検査

脳卒中など一定の病気に罹患された場合、道路交通法に基づき、免許センターでの運転適性検査が必要となります。

\*P3 詳細記載

**適性検査** 必要に応じて安全運転相談窓口へ連絡  
免許センターでの適性検査をもとに運転再開可否を決定

運転再開

条件付きで運転再開

運転再開不可

- AT限定
- 車両限定
- 運転補助装置の設置など

\*一定期間が経過し、主治医の診断書より症状の回復が確認された場合、運転再開できる可能性があります。

## 運転免許制度等

### 病気や障害のある方の自動車運転免許制度

道路交通法では、「**一定の症状を呈する病気等**」に該当する場合は、道路交通法103条に基づき免許の停止、取り消しができると規定されています。

「**一定の症状を呈する病気等**」とは…  
運転免許制度上、特別な免許手続きの対象になる可能性のある病気や、後遺症はたくさん種類がありますが、それらをまとめて「一定の症状を呈する病気等」と言います。

当院で評価可能な「一定の症状を呈する病気」は…



#### 脳卒中

- 高次脳機能障害
- 四肢の麻痺

### 運転中のリスク

「一定の症状を呈する病気等」正常な運転に支障を生じるおそれがある状態で、自動車等を運転し、事故を起こした場合

危険運転致死傷罪  
最高刑懲役15年が適用される場合があります。  
※健常者の事故は過失運転致死傷罪となり懲役7年以下と刑の重さが変わります。

### 運転免許更新時のリスク

免許更新時に記入する質問票に虚偽記載をした場合

質問票への虚偽記載  
懲役1年以下または30万以下の処罰を受けます。

#### 免許失効後

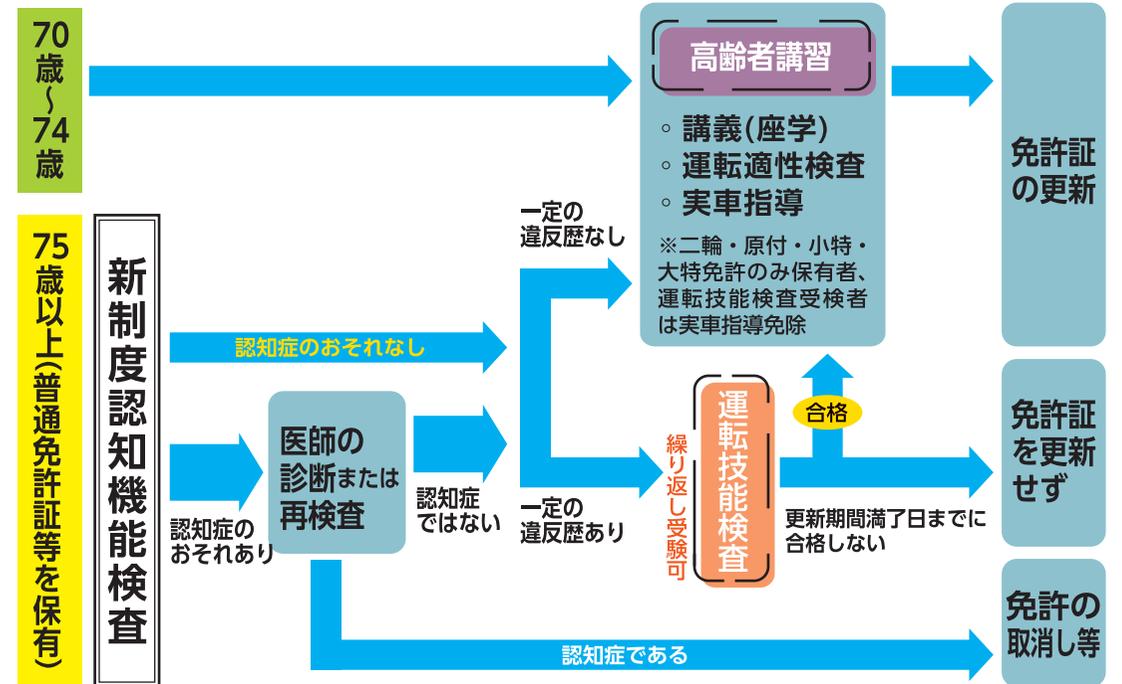
- 6ヶ月以内であれば、更新ができます。
- 3年以内であれば、新規取得扱いですが学科と技能試験が免除されます。

年齢や状況によって必要な書類が異なる為、必要書類をご確認ください

### 医師による任意の届け出について

「一定の症状を呈する病気等」に罹っているドライバーを診察した医師は、自動車等の運転に支障があると思われる場合、診察結果を公安委員会へ任意に届け出ることが出来るとされています。

## 高齢者運転免許証更新制度



- ※ 運転免許の更新申請前に、高齢者講習を受講して下さい。講習には有効期限満了日の6か月前から受講できます。
- ※ 不合格の際は再受験可能です。検査・講習の順序については、お住まいの都道府県によって異なる場合があります。

講習に関する詳しい照会先 ▶ 0570-02-5489【受付時間】9時～16時

## 安全運転相談(埼玉県の場合)

### 安全運転相談窓口(要予約)

<p>検査内容</p>	<p>病状を伺い、必要に応じて診断書の提出を求めます。検査機器(運転シミュレーター等)による検査を実施します。</p>	<p>所要時間</p>	<p>30分程度～1時間程度 (条件変更などがあると+1時間程度かかることがあります)</p>
<p>持ち物</p>	<p>医師等が作成した資料、お薬手帳、運転免許証、障がい者手帳、眼鏡など運転に必要なもの ※詳細は予約の際に確認してください</p>	<p>場所</p>	<p>【埼玉県運転免許センター】 受付時間：9時～15時 受付日：月曜日～金曜日 (祝祭日・年末年始を除く)</p>

0485-43-2001 もしくは #8080  
(発信場所を管轄する都道府県警の安全運転相談窓口につながります)

## 自主返納制度のご案内

### 運転経歴証明書

運転免許証を自主返納等すると、公的な身分証明書として使用ができる運転経歴証明書を作ることができます。運転経歴証明書は、運転免許を返納した日からさかのぼって5年間の運転に関する経歴を証明するものです。

この証明書では、自動車等を運転することはできません。(無免許運転になります)

### 自主返納に必要なもの

自主返納のみの方

- 申請者本人の有効な免許証
- 印鑑



同時に  
“運転経歴証明書”  
を申請する方

- 手数料 ￥900～￥1,250 ※証明書の種類による
- 写真（代理人による申請の際は必要です）

### 受付場所 ※代理で申請される方は、事前に受付場所へお問合せください。

#### 運転免許センター

※土曜日、祝・休日及び年末年始は、受付をおこないません。

【月曜日～金曜日】

午前9時00分～午前11時00分  
午後1時00分～午後3時30分

【日曜日】

午前10時30分～午前11時30分  
午後2時30分～午後3時30分

TEL：048-543-2001（代表） 埼玉県警察本部 運転免許課

#### 警察署

※土曜日、祝・休日及び年末年始は、受付をおこないません。  
※鴻巣署を除く各警察署

【月曜日～金曜日】

午前9時00分～午前11時00分  
午後1時00分～午後3時30分  
TEL：最寄りの警察署にお問合せください

## 料金について



[A]診察＋神経心理学的検査	[A]	22,000円 <small>(税込)</small>
[B]ドライブシミュレーター評価	[A]+[B]	44,000円 <small>(税込)</small>
[C]実車評価＋最終診察	[A]+[B]+[C]	66,000円 <small>(税込)</small>

※検査結果から、医師と相談し評価継続が難しい場合は、途中で終了する可能性があります。  
※途中終了の場合は、その時点に応じた料金になります。

## 当院のアフターフォロー



評価の質向上を目的として、同時に同意をいただいた方に電話での追跡調査を実施しています。また、状況に応じて再評価も行います。

## 評価外来ご希望の方



自動車運転  
再開支援チーム

評価外来ご希望の方はLINEにてお申し込みください。  
左記QRコードよりご登録ができます。  
ご登録後 **外来ご予約はこちら**  
よりご予約ください。





ドライブ  
シミュレーター  
動画



ホームページ



Instagram



医療法人社団東光会  
戸田中央リハビリテーション病院

〒335-0026 埼玉県戸田市新曽南4-1-29  
TEL : 048-431-1111 FAX : 048-442-3500

<https://www.toda-reha.or.jp>